

令和4年6月6日
原子力安全対策課
(04-07)
<15時記者発表>

高浜発電所4号機の第24回定期検査開始について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

高浜発電所4号機（加圧水型軽水炉：定格電気出力87万kW）は、令和4年6月8日から第24回定期検査を実施する。

定期事業者検査[※]を実施する主な設備は、次のとおりである。

※ 原子炉等規制法の改正（令和2年4月1日施行）により、新検査制度が導入され、これまで定期検査の中で行われていた検査のうち、原子力規制庁による施設定期検査は廃止された。また、定期事業者検査については事業者の責任が明確化され、原子力規制庁は、「原子力規制検査」として事業者の全ての保安活動を監視することとなった。

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設

1 主要工事等

原子炉容器供用期間中検査

(図参照)

原子炉容器の供用期間中検査として、原子炉容器溶接部等の超音波探傷検査を行い、健全性を確認する。

2 設備の保全対策

2次系配管の点検

関西電力㈱の定めた「2次系配管肉厚の管理指針」に基づき、2次系配管1,215箇所（主要点検部位：801箇所、その他部位：414箇所）について超音波検査（肉厚測定）を実施する。

※：「2次系配管肉厚の管理指針」の点検対象部位 2,616箇所
（主要点検部位：1,572箇所、その他部位：1,044箇所）

3 燃料取替計画

燃料集合体全数157体のうち、69体（うち、16体はMOX新燃料、44体はウラン新燃料）を取り替える予定である。

4 今後の予定

原子炉起動・臨界 : 令和4年10月下旬
発電再開（調整運転開始） : 令和4年10月下旬
定期検査終了（営業運転再開） : 令和4年11月中旬

問い合わせ先

原子力安全対策課（齋藤）

内線 2354・直通 0776(20)0314

高浜発電所4号機 第24回定期検査の作業工程

令和4年6月8日から以下の作業工程で実施する。

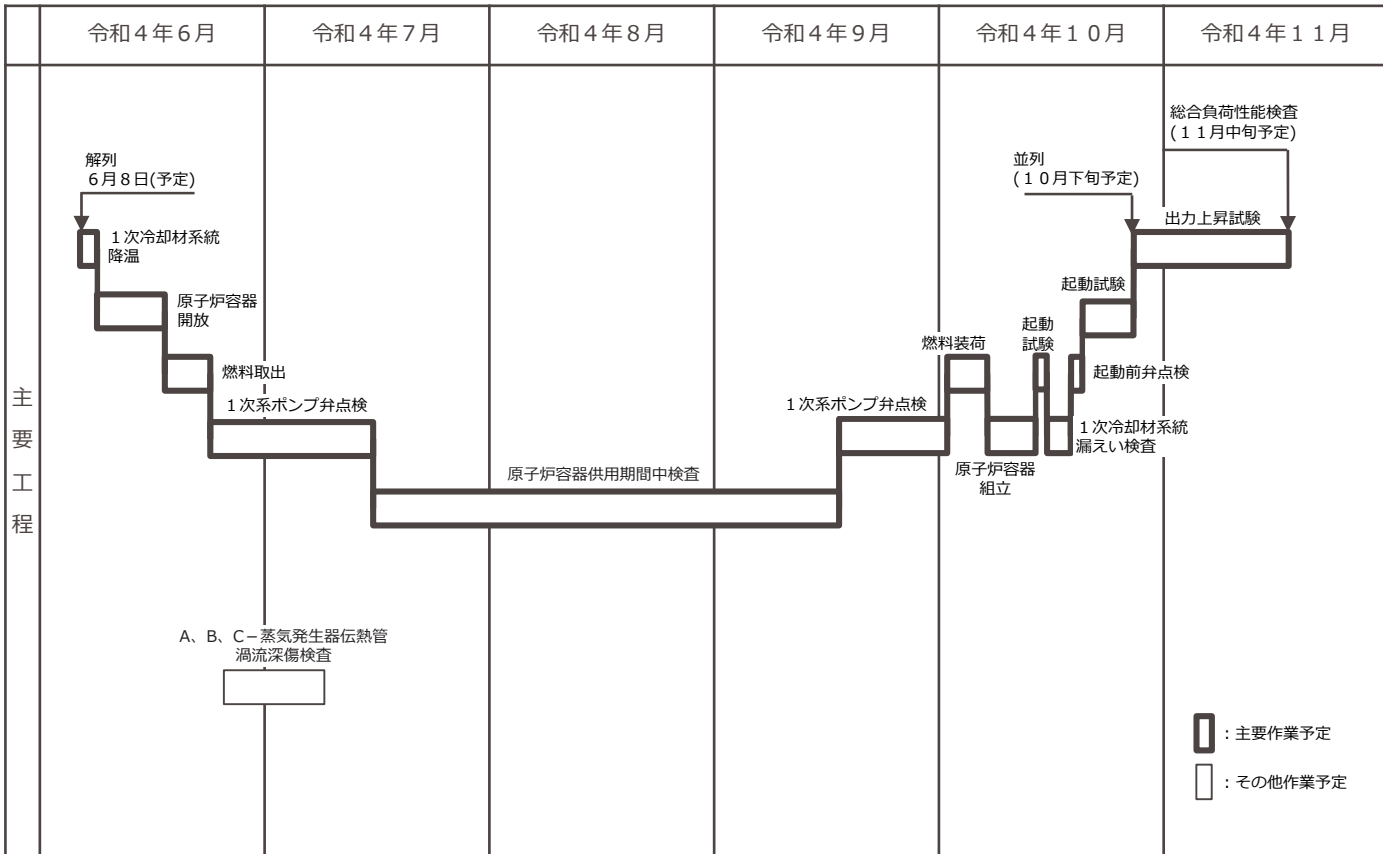


図 原子炉容器供用期間中検査

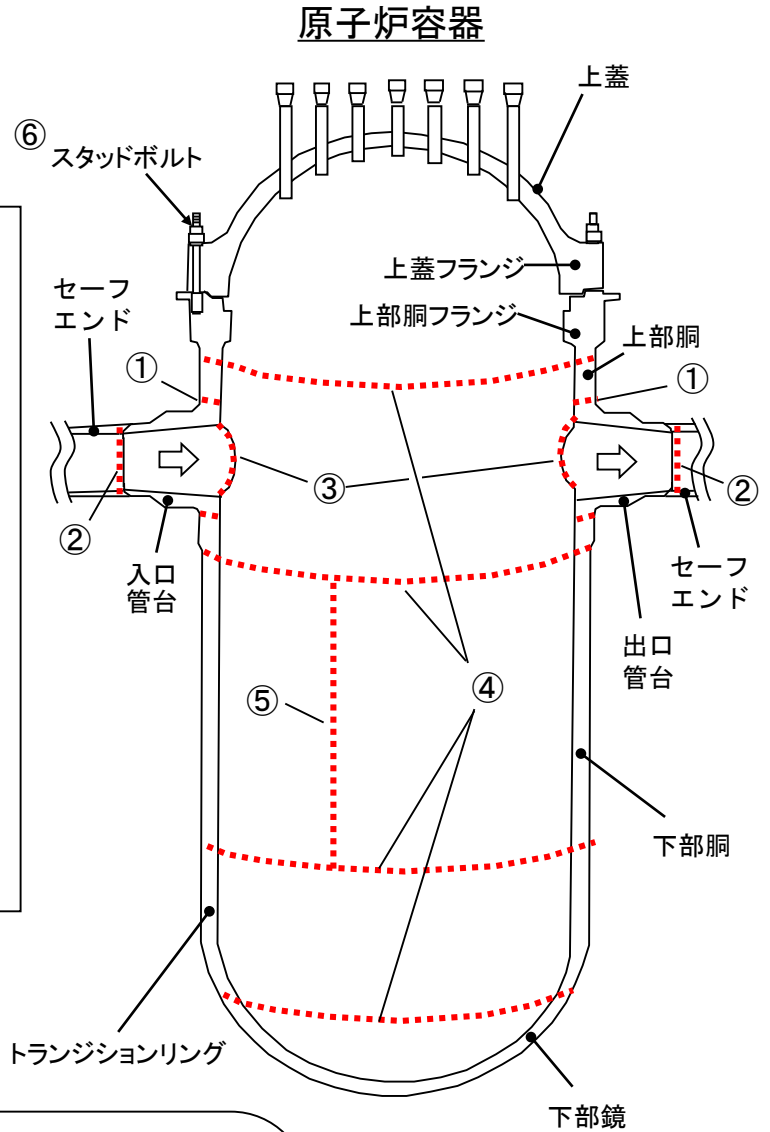
検査概要

原子炉容器の供用期間中検査として、原子炉容器溶接部等の超音波探傷検査を行い、健全性を確認する。

超音波探傷検査の箇所

..... : 検査箇所

- ① 入口管台と胴との溶接部 (A~Cループ)
出口管台と胴との溶接部 (A~Cループ)
全6箇所の溶接部を検査
- ② 入口管台とセーフエンドとの溶接部 (A~Cループ)
出口管台とセーフエンドとの溶接部 (A~Cループ)
全6箇所の溶接部全周を検査
- ③ 入口管台内面丸み部 (A~Cループ)
出口管台内面丸み部 (A~Cループ)
全6箇所の丸み部を検査
- ④ 胴の溶接部
全4箇所の溶接部を検査
- ⑤ 下部胴の長手溶接部
全3箇所の溶接部を検査
- ⑥ スタッドボルト
58本中15本を検査



<検査装置の概要>

